

金属くずを売る法人の皆様へ

島根県では、「金属くずの取扱いに関する条例」の規定により、金属くずを買い取る事業者は、売方の運転免許証等の身分証明書を確認する必要があります。

令和8年6月1日に「盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律」が施行され、事業者が**主として銅からなる金属くず**を買い取るとき、売方が**法人の場合**には、実際に取引に来た**担当者の身分証明書**（運転免許証、マイナンバーカード、在留カードなど）を確認するほか、

- **法人の登記事項証明書や印鑑登録証明書**

- **官公庁から発行された法人の名称、本店又は支店の所在地が記された書類**

などを確認したうえで、その身分証明書や法人を特定する**書類の写し（コピー）**を作成して、**保管する義務**が追加されました。

主として銅からなる金属くずを売る方は、事業者の義務である

- **身分証明書の提示**

- **法人を特定する書類の提示**

- **身分証明書等の写しの作成と保管**

に御協力をお願いします。